

平成27年 第10回

戸田市教育委員会定例会

平成27年10月22日(木) 午前9時30分

戸田市役所 3階 教育委員室

戸田市教育委員会

第10回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

- 議案第41号 戸田市就学支援委員会条例及び戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を
改正する条例（案）について…………… 1
- 議案第42号 平成27年度一般会計教育委員会関係12月補正予算（案）について…… 4
- 議案第43号 平成27年度海外留学奨学事業特別会計12月補正予算（案）について…… 6
- 議案第44号 彩湖自然学習センター開館時間の延長について…………… 7

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成27年11月19日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市就学支援委員会条例及び戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部
を改正する条例（案）

（戸田市就学支援委員会条例の一部改正）

第1条 戸田市就学支援委員会条例（平成25年条例第12号）の一部を次の
ように改正する。

第8条中「教育委員会事務局指導課」を「教育委員会事務局教育政策室」
に改める。

（戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正）

第2条 戸田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年条例第15号）の一部
を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局指導課」を「教育委員会事務局教育政策室」
に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

戸田市就学支援委員会条例（第1条関係）新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p>第1条～第7条（略） （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局指導課</u>において処理する。</p> <p>第9条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育政策室</u>において処理する。</p> <p>第9条（略）</p>

戸田市いじめ問題調査委員会条例（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p>第1条～第6条（略） （庶務）</p> <p>第7条 調査委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局指導課</u>において処理する。</p> <p>第8条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （庶務）</p> <p>第7条 調査委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育政策室</u>において処理する。</p> <p>第8条（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>

平成27年度 一般会計 教育委員会関係 12月補正予算(案)

(歳入)

(単位：千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
15県支出金 03県委託金 04教育費委託金 01教育総務費委託金 (指導課)	60	△ 30	30	○01家庭・学校・地域ふれあい事業 【補正理由】 県委託事業減額に伴う補正	△ 30

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目・大 事 業・中 事 業	補正前の額 (中 事 業)	補正額 (中 事 業)	計 (中 事 業)	説 明	節 : 節 細 節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 03教育指導費 01学校教育指導事業 01学校教育指導事業 (指導課)	93,358	300	93,658	節19負担金、補助及び交付金 ○02補助金 ・06全国大会等派遣 【補正理由】 全国大会等に出場する児童生徒へ、出場に係る費用の補助を行っているが、本年度、児童生徒の活躍めざましく、予算不足となり、流用して対応した。今後、児童生徒の活躍への補助を行うための増額(全国大会補助金)	300 300 300
10教育費 03中学校費 01学校管理費 05中学校教育振興費 01中学校教育振興費 (指導課)	22,050	△ 30	22,020	節19負担金、補助及び交付金 ○02補助金 ・02進学就職対策費 【補正理由】 県委託事業減額に伴う補正	△ 30 △ 30 △ 30

平成27年度 一般会計 教育委員会関係 12月補正予算(案)

(単位：千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 06学校給食費 02単独校給食費 01単独校調理場管理運営事業 01単独校調理場管理運営事業 (学校給食課)	571,737	2,228	573,965	節11需用費 ○06修繕料 ・02施設 【補正理由】修繕費が当初予算額を超過し不足する見込みのため	2,228 2,228 2,228

(債務負担行為)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校校務員業務 (教育総務課)	平成28年度～平成30年度	233,280
中学校校務員業務 (教育総務課)	平成28年度～平成30年度	116,640
指定管理業務 (戸田市立少年自然の家) (生涯学習課)	平成28年度～平成32年度	204,398

平成27年度 海外留学奨学事業特別会計 12月補正予算(案)

(歳入)

(単位：千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細節 : ○ 細々節 : ・
03繰越金 01繰越金 01繰越金 01繰越金 (教育総務課)	1	185	186	○01前年度繰越金 【補正理由】 予算積算時に確定していなかった前年度繰越金が確定したことによる補正	185

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目・大 事業・中 事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
01事業費 01事業費 01事業費 01海外留学奨学資金事業 01海外留学奨学資金事業 (教育総務課)	50,001	185	50,186	節25積立金 ○02その他の基金積立金 ・01海外留学奨学基金積立金 【補正理由】 予算積算時に確定していなかった前年度繰越金が確定し、海外留学奨学基金に積み立てることによる補正	185 185 185

彩湖自然学習センター開館時間の延長について

実施期間 平成27年11月21日（土）～平成27年12月23日（水・祝）

実施施設 彩湖自然学習センター

延長時間・内容 上記の期間中、午後4時30分から午後4時45分までの15分間、開館時間を延長し、5階展望室及び展望広場、1階玄関までの通路の利用を認める。ただし、悪天候の場合は、中止する。

周知方法

- ・館内ポスター掲示
- ・図書館・郷土博物館及び彩湖自然学習センターの各ホームページ
- ・市広報「戸田市」11月15日号

（参考）彩湖自然学習センターからの夕日



戸田市立郷土博物館条例施行規則～抜粋～

（開館時間）

第2条 戸田市立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

教育委員提案について

平成27年第10回教育委員会(定例会)

平成27年10月22日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

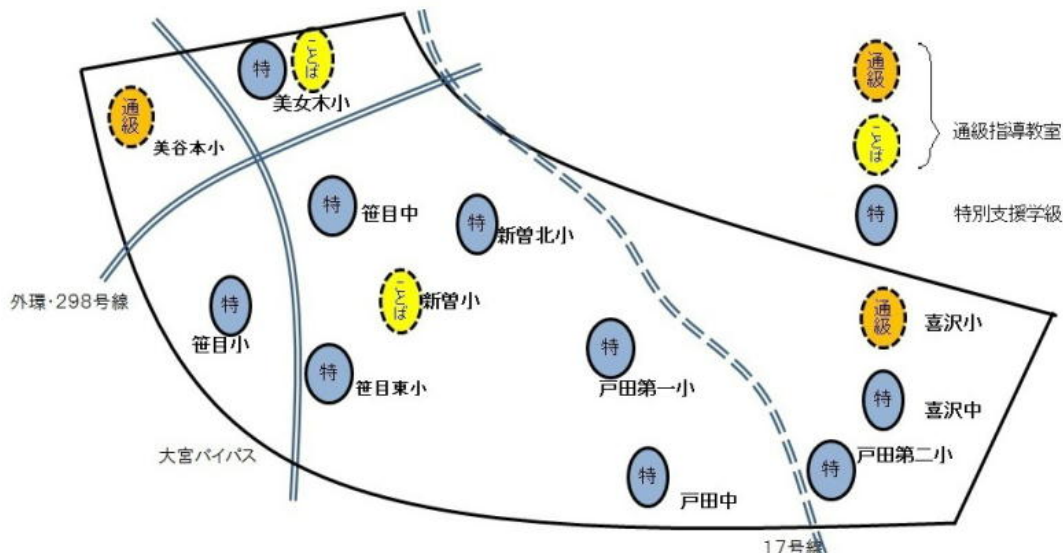
ページ

- ① 夕焼けチャイムについて……………資料なし
(教育総務課)
- ② 特別支援教育について…………… 1
(指導課)
- ③ 教職員表彰について…………… 2
(指導課)

戸田市における特別支援教育の現状と課題

1 特別支援学級と通級指導教室の現状

(1) 設置状況について



- ・ 小学校 12校中6校設置 (戸一小、戸二小、笹目小、笹目東小、新曾北小、美女木小)
- ・ 中学校 6校中3校設置 (戸田中、喜沢中、笹目中)

(2) 設置率について (平成27年4月6日現在)

- ・ 埼玉県の設置率 (小・中学校合計) 70.7%
- ・ 戸田市の設置率 (小・中学校合計) 50.0%

(3) 通級指導教室の設置状況及び通級児童数と待機児童数について

- ・ 難聴・言語通級指導教室 (ことばの教室) 2校4教室 (新曾小、美女木小)
通級児童数 102人、待機児童数 30人
 - ・ 発達・情緒通級指導教室 (フレンドリールーム) 2校2教室 (美谷本小、喜沢小)
通級児童数 35人、待機児童数 0人
- (※一人につき2単位時間を原則とする。待機を出さないように、2週に一度、グループ指導などを活用している。)

2 特別支援教育に係る課題

(1) 特別支援学級

- ・ 市としては設置を進めたいと考えているが、児童生徒数増の傾向があり、教室の確保が難しい。
- ・ 担当する教員については、専門となる免許を所持している教員や特別支援学級を希望する教員が少ないことなど、特別支援学級担当教員の確保が難しい状況である。

(2) 通級指導教室

- ・ 二つの種別ともに通級希望者が増加傾向であり、新設もしくは増設が必要である。
- ・ 担当する教員については、県(国)からの加配によるため、県に申請しても、認可されることが難しい状況である(平成27年度新設は県内で3市町のみ)。また、専門性の高い担当であることから、人材の育成が難しい面がある。



戸教指第1392号
平成27年9月9日

戸田市立各小・中学校長 様

戸田市教育委員会
教育長 戸ヶ崎 勤

平成27年度戸田市教育委員会学校教育功労者表彰及び戸田市教育委員会
教職員表彰について（依頼）

標記の件について、戸田市教育委員会教育功労者表彰規程及び戸田市教育委員会教職員表彰規程に基づき実施します。

つきましては、貴校において、表彰基準に該当する個人又は団体がある場合には、下記により関係内申書類を提出願います。

記

- 1 内申書類
 - ・学校教育功労者表彰内申書 (第1号様式の1)
 - ・教職員表彰内申書（文化活動） (第1号様式)
 - ・教職員表彰内申書（体育活動） (第2号様式)
 - ・教職員表彰内申書（その他の活動） (第3号様式の1)
- 2 提出期限 平成27年10月30日（金）
- 3 提出先 戸田市立教育センター所長（送付は担当宛にお願いします。）
- 4 日程等
 - ・10月30日 内申書類提出締切
 - ・11月上旬～12月上旬 表彰審査委員会の開催
 - ・12月17日 定例教育委員会にて決定
 - ・12月下旬 内申書提出学校長に表彰者決定通知
 - ・1月下旬 表彰式
- 5 その他
 - (1) 表彰対象者については、各表彰規程第2条の運用基準を参照願います。なお、既に表彰を受けた者も、表彰対象者となりますが、同一事項について再度表彰はできません。
 - (2) 教職員表彰については、提出締切以降の大会での入賞等の関係で別途提出していただく場合もあります。
 - (3) 内申書類の各様式については、別途C4 t hにて各校長・教頭宛て送信しますので、御活用願います。
 - (4) 表彰式の日程等は、後日関係小・中学校長に通知します。

担当：戸田市立教育センター
梶・藤田 TEL 434-5660

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興及び発展に貢献した個人又は団体に対し戸田市教育委員会学校教育功労者表彰(以下「表彰」という。)を行うことについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 教育委員会は、市内の小学校及び中学校教育の振興について、特に功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、表彰を行う。

(方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、副賞を加授することができる。

(追賞)

第4条 表彰される者が表彰前に死亡したときは、追賞するものとし、表彰状及び副賞は遺族に贈る。

(表彰手続)

第5条 校長は、表彰の対象となる個人又は団体があると認めるときは、学校教育功労者表彰内申書(第1号様式の1)を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、指導課長は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で教育功労者表彰内申書(第1号様式の2)を用いて内申することができるものとする。

(表彰審査委員会)

第6条 表彰の対象となる個人又は団体を審査するため表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育委員会事務局次長及び校長代表(小学校及び中学校)をもって充てる。
- 3 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(被表彰者の決定)

第7条 教育委員会は、委員会の意見を聴いて被表彰者を決定し、表彰を行う。

(再表彰)

第8条 すでに表彰を受けた者についても、表彰することができるものとする。

ただし、同一の事項について再度表彰することはできない。

(返還)

第9条 表彰を受けた者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、表彰状を返還させるものとする。

(被表彰者名簿)

第10条 教育委員会は、学校教育功労者被表彰者名簿(第2号様式)を作成し、表彰した者を記録するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(戸田市教育委員会表彰規程の廃止)

2 戸田市教育委員会表彰規程(昭和39年教委規程第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に戸田市教育委員会表彰規程の規定により表彰されている個人又は団体(教職員を除く。)は、この訓令の規定により表彰されたものとみなす。

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程第2条の運用基準

下記に該当する者又は団体を表彰の対象とする。
埼玉県又は戸田市等から相当の報酬を受領していない者又は団体のうち、別表1及び2に該当する者又は団体。

別表1

対 象	表彰基準年数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校部活動指導者 ・ 小学校金管バンド指導者 ・ 授業、放課後補習等の学習ボランティア ・ 学校応援団コーディネーター ・ 児童生徒の登下校等の安全に係るボランティア ・ 学校の環境に係るボランティア ・ 職場体験等のキャリア教育に係る協力者又は団体 ・ 日本語を母語としない児童生徒を対象とした日本語指導ボランティア ・ 学校評議員 ・ 学校運営協議会委員 ・ その他継続して学校教育に貢献をした者又は団体 	別表2により原則として5年以上又は7年以上

別表2 活動の継続期間

	活動の頻度及び例	継続期間
常時活動 (年間を通じて継続される活動)	年間5回程度以上行われているもの ・ 部活動指導者 ・ 金管バンド指導者 ・ 学習ボランティア	原則として5年以上
定期的活動 (年間の一定期間に行われる活動)	各年度に定期的に行われているもの ・ 学校評議員 ・ 学校運営協議会委員	原則として7年以上

※PTA活動において、戸田市立小・中学校の役員として継続又は通算して原則として5年程度以上活動し、学校教育に貢献した者を別表1の「その他継続して学校教育に貢献した者」の規程に適用して表彰の対象とすることができる。

戸田市教育委員会教職員表彰規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興において、顕著な貢献をした教職員に対し戸田市教育委員会教職員表彰（以下「表彰」という。）を行うことについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 教育委員会は、市内の小学校又は中学校に勤務する教職員のうち、特に功績が顕著であると認められる者を表彰する。

(方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、副賞を加授することができる。

(追賞)

第4条 表彰される者が表彰前に死亡したときは、追賞するものとし、表彰状及び副賞は遺族に贈る。

(表彰手続)

第5条 校長は、表彰の対象があると認めるときは、次の各号の区分により、当該各号の様式を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、校長が表彰の対象であるときは、指導課長は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で内申するものとする。

- (1) 文化活動についての功労 教職員表彰内申書(文化活動)(第1号様式)
- (2) 体育活動についての功労 教職員表彰内申書(体育活動)(第2号様式)
- (3) 前2号以外についての表彰 教職員表彰内申書(その他の活動)

(第3号様式の1及び第3号様式の2)

(表彰審査委員会)

第6条 表彰の対象となる者を審査するため表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育委員会事務局次長及び校長代表（小学校及び中学校）をもって充てる。
- 3 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(被表彰者の決定)

第7条 教育委員会は、委員会の意見を聴いて被表彰者を決定し、表彰する。

(再表彰)

第8条 すでに表彰を受けた者についても、表彰することができるものとする。

ただし、同一校在籍中に同一の区分において再度表彰することはできない。

(返還)

第9条 表彰を受けた者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により免職されたときは、表彰状を返還させるものとする。

(表彰者名簿)

第10条 教育委員会は、教職員被表彰者名簿(第4号様式)を作成し、表彰した者を記録するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(戸田市教育委員会表彰規程の廃止に伴う経過措置)

2 この訓令の施行の際現に戸田市教育委員会表彰規程の規定により表彰されている教職員は、この訓令の規定により表彰されたものとみなす。

戸田市教育委員会教職員表彰規程第 2 条の運用基準

下記の（１）（２）（３）のいずれかに該当する教職員を表彰の対象とする。

- （１）部活動などにおける文化活動の指導者として日常的に尽力し、児童生徒の健全育成に多大な貢献をした者の内、下記のいずれかの成績を収めた者
- ・ 県以上の展覧会やコンクールで最優秀賞に相当する賞の受賞
 - ・ 全国大会、関東大会及び関東選考会出場
- （２）運動部の指導者として日常的に尽力し、生徒の健全育成に貢献した者の内、教育委員会及び中学校体育連盟の大会において下記のいずれかの成績を収めた者
- ・ 全国大会、関東大会出場
 - ・ 学校総合体育大会、新人体育大会等の県大会で 3 位以上の入賞
- （３）継続した学校教育における顕著な活動により、児童生徒の健全育成に多大な貢献をするとともに、学校の名誉を高揚した者の内、別表に掲げる者

別 表

対 象
<p>（１）下記の項目のいずれかに該当し、継続して学校における特色ある教育活動の中心となり、児童生徒の個性・能力を伸ばし、地域社会からの信頼を得た者</p> <p>① 図画工作展、美術展等、各教科に関わる展覧会等に継続して児童生徒の作品を出品し、多大な成果を上げた者</p> <p>② 戸田市立小・中学校の教育力向上のため、継続的に専門性を生かし、特色ある教育活動等を行い、児童生徒の個性、能力を著しく伸ばすなど、多大な成果を上げた者</p>
<p>（２）校長として創意工夫を生かした特色ある学校経営を担い、戸田市立小・中学校で該当年度に定年退職を迎える者</p>

※ （３）にある「継続した」とは 3 年程度以上の期間とする。

平成27年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰要項

1 趣 旨

この要項は、学校の全教育活動を通して、健康教育の充実を図り、且つ、学校保健・学校安全・学校給食のいずれかを積極的に推進することで、優れた成果を上げている学校を表彰するために必要な事項を定めるものである。

2 表彰対象

表彰の対象（○印）は、以下のとおりとする。

ただし、前年度に優良学校（園）として表彰を受けた学校を除く。

種別 領域	学校保健	学校安全	学校給食
県立学校	○	○	○
市町村立学校（園）	○	○	○

3 推薦方法

(1) 市町村教育委員会は、管内の学校（園）について、それぞれの推薦基準に基づき、特に優れている学校（園）を選び、別紙様式により推薦書を作成し、関係書類を添えて所轄の教育事務所長あて提出する。

なお、推薦は、1つの学校（園）1領域とする。

(2) 教育事務所長は、市町村教育委員会から提出された各優良学校（園）推薦校の推薦書を取りまとめ、関係書類とともに県教育局県立学校部保健体育課長あて提出する。

(3) 県立学校長は、推薦基準に照らして該当すると思われる場合は、別紙様式により応募書類を作成し、関係書類を添えて県教育局県立学校部保健体育課長あて提出する。

なお、応募は1つの学校1領域とする。

4 推薦基準

(1) 学校保健領域

ア 学校保健の重点及び努力点を踏まえた学校保健計画が立案され、計画通り実践されていること。

イ 体育・保健体育における保健学習及び学級活動（ホームルーム活動）における保健指導が年間指導計画に基づいて行われていること。

ウ 学校環境衛生活動が組織的、計画的に実践され、児童生徒への教育活動に積極的に取り組まれていること。

エ 事故発生時の救急体制が確立されていること。

オ 児童生徒及び教職員の健康管理が徹底していること。

カ 学校保健関係専門職員（学校医等）の活動や指導助言が適切に行われていること。

キ 家庭・地域の実情等を踏まえつつ、学校保健活動を進める上で学校・家庭・地域の連携に努めていること。

ク 学校保健委員会が設置され、児童生徒の健康問題の解決に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携して学校保健活動を組織的に推進していること。

(2) 学校安全領域

- ア 学校安全の重点及び努力点を踏まえた学校安全計画が立案され、計画どおり実施されていること。
- イ 学級活動（ホームルーム活動）における安全指導が、年間指導計画に基づいて行われていること。
- ウ 学校行事における交通安全指導、生活安全指導及び防災避難訓練等が、適切な計画のもとに実施されていること。
- エ 児童生徒会活動における安全に関する活動が、自発的・自治的に行われていること。
- オ 安全指導における個別指導が、関係職員や家庭等との協力のもとに適切に行われていること。
- カ 学校安全教育が組織活動（PTA・関係機関・団体を含む）をとおして円滑に運営され、その成果が顕著であること。
- キ 施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等、危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持に努めていること。
- ク 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、事故発生時の救急体制が確立されていること。
- ケ 通学路の安全点検を実施し、通学方法について適切な指導が行われていること。
- コ 過去3年以内に、学校の管理下において死亡事故等重大な事故が発生していないこと。

(3) 学校給食領域

- ア 食育・学校給食の重点及び努力点を踏まえた食に関する指導全体計画が策定され、計画どおり創意ある食に関する指導の実践に取り組んでいること。
- イ 完全給食を3年以上実施し、栄養管理や衛生管理等に適正を期し、かつ米飯給食の充実や地場物産の活用、食事内容の多様化等を通じ、豊かで魅力ある学校給食を実施していること。
- ウ 食器具や食事場所の整備等、食事の場にふさわしい環境づくりに配慮し、給食指導にもその成果を生かしていること。
- エ 家庭・地域の実情等を踏まえつつ、学校における食育について学校・家庭・地域の連携に努めていること。
- オ 学校給食の組織運営が整備されていること。
- カ その他、食育・学校給食の目標の達成に常に努力し、学校給食の運営、実施及び成果等において、他校の模範とするに足る学校であること。
また、センター方式の場合は、十分センターと連携していること。

5 表 彰

- (1) 表彰区分は、

ア	学校保健優良学校	イ	学校保健努力学校
ウ	学校安全優良学校	エ	学校安全努力学校
オ	学校給食優良学校	カ	学校給食努力学校

とする。
- (2) 表彰は、埼玉県学校健康教育推進大会（平成28年1月29日）において行う。

6 審 査

(1) 被表彰者の選考

ア 選考は、書類審査をもって行う。

イ 選考は県教育委員会教育長が委嘱又は任命した次の委員により、審査会を開催して行う。

委員長	埼玉県教育局県立学校部副部長
委員	埼玉県教育局県立学校部保健体育課長 教育事務所代表 埼玉県立総合教育センター代表 埼玉県公立小学校校長会代表 埼玉県中学校長会代表 埼玉県高等学校長協会代表 埼玉県学校保健会代表 埼玉県安全教育研究協議会代表 埼玉県高等学校安全教育研究会代表 埼玉県学校食育研究会代表 埼玉県高等学校給食研究会代表 埼玉県学校栄養士研究会代表 公益財団法人埼玉県学校給食会代表
幹事	埼玉県教育局県立学校部保健体育課職員 さいたま市教育委員会学校教育部健康教育課職員

(2) 被表彰者の決定

(1) により選考された学校について、埼玉県教育委員会教育長が決定する。

(3) 審査の事務

審査の事務は、埼玉県教育局県立学校部保健体育課、さいたま市教育委員会学校教育部健康教育課で行う。

平成26年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校及び努力学校

<学校保健>

努力学校：戸田市立新曾中学校

新曾中学校では、「健康で安全な生活を営むための生活習慣の確立」「地域や関係諸機関との連携」の2つを学校保健の重点に掲げ、取り組んでいる。重点の達成のために、食生活が健康に与える影響、歯・口の健康に関わる実践的指導、健康相談の充実と外部機関との連携等、生徒が自らの心身に関心を持ち、基本的な生活習慣の確立をするための取組を実施している。

<学校給食>

優良学校：戸田市立戸田第一小学校

戸田第一小学校は、本年度、栄養教諭が配置されたことに伴い、学校教育活動全体を通じた食育に力を入れている。地域の方との交流給食や自校給食を活用させた体験活動等の取組や食に関する年間指導計画に基づき、栄養教諭とのTTを積極的に推進する等、学校長のリーダーシップのもと、教職員が連携・協力しながら組織的な食育指導を実践している。

優良学校：戸田市立笹目東小学校

平成22年度から学校給食が単独調理場方式に変更、平成25年度からは栄養教諭が配置されたことに伴い、学校ファームやフルーツロードで収穫した果実や野菜を給食で提供しているほか、5年生では、毎年学校水田を使い、田おこしから収穫、しめ縄まで一年を通して米についての学習を行っている。

努力学校：戸田市立戸田東小学校

戸田東小学校では、体力向上と有機的に結びついた組織による食育に力を入れている。残菜率の目標を4%以下に設定（前期は達成）したり、季節や国を挙げての大きなイベントや学校の行事に合わせた献立で給食を提供したり、一流シェフを招聘しての「スーパー給食」等の給食の取組は、「体力向上」活動とタイアップし、児童に「生きる力」を身につけさせることに大きな役割を果たしている。



戸田市立各小・中学校長 様

戸田市教育委員会
教育長 戸ヶ崎 勤

平成27年度戸田市教職員「施策提案」及び「小さな誇れる実践提案」
の募集について（依頼）

標記の件について、別紙 平成27年度戸田市教職員「施策提案」及び「小さな誇れる
実践提案」制度募集要項 に基づき、下記のとおり募集します。

つきましては、貴職下教職員への周知と応募について配意願います。

記

- 1 募集内容の概要 提案は、「施策提案」「小さな誇れる実践提案」とします。

「施策提案」は、学校教育充実や児童生徒の学力向上等に生かすことができると考えられる提案です
「小さな誇れる実践提案」は、課題を解決した事例を基にした提案です。

- 2 送 付 物 ・別紙 平成27年度戸田市教職員「施策提案」及び「小さな誇れる実践提案」制度募集要項
・様式1「提案用紙」
- 3 応 募 方 法 別紙 平成27年度戸田市教職員「施策提案」及び「小さな誇れる実践提案」制度募集要項 に基づき、御応募をお願いします。
- 4 募 集 期 限 平成27年8月28日（金）
- 5 備 考 ・教頭につきましては、「小さな誇れる実践提案」の御提出をお願いします。
・主幹教諭及び教務主任につきましては、二提案のうちいずれかの御提出をお願いします。
・応募する際は、学校ごとにまとめて御提出をお願いします。

担当：戸田市立教育センター
石井・藤田 TEL 434-5660

平成27年度戸田市教職員「施策提案」及び「小さな誇れる実践提案」制度募集要項

戸田市教育委員会では、学校教育充実のための施策等提案の機会を設け、教職員の皆様からの御提案を募集します。

1 募集内容について

提案は、「施策提案」及び「小さな誇れる実践提案」とします。

「施策提案」は、教職員が学校教育充実や児童生徒の学力向上等に生かすことができると考えられる提案です。

「施策提案」は二種類あります。

- ・「第2次戸田市教育振興計画における重点施策」及び「知のリソース活用プロジェクト」に関する提案
(主な取組については、別紙資料や第2次戸田市教育振興計画を御覧ください。)
- ・「第2次戸田市教育振興計画における重点施策」及び「知のリソース活用プロジェクト」以外の事項に関する提案

(上記の提案の例)

市内教育施設を活用した生徒の主体的な学びを導く活動
地域民間企業と連携したキャリア教育の充実
児童会活動の活性化を目指した特別活動部の工夫

「小さな誇れる実践提案」は、教職員が課題を解決した事例を基にした提案です。

(小さな誇れる実践提案の例)

職員室にある特別教室用の鍵の確実な管理
活発な協議ができる倫理確立委員会の運営の工夫
快適に生活するための教室の整備

ただし、次のことに関わる提案については、取り扱わないものとします。

- ・単なる批判、不平、苦情等を内容とするもの
- ・教職員の具体的な人事又は給与に関するもの
- ・既に同一又は類似の提案がなされているもの
- ・内容が漠然として具体性に欠けるもの
- ・戸田市において実施（検討中を含む）しているもの
- ・その他これらに類するもの

2 応募資格について

戸田市立小・中学校に勤務する教職員

※単独又は共同で提案を行うことができます。

※一人で複数の提案を行うことができます。

3 応募方法について

- ・用紙等 提案用紙（別紙様式1）
- ・提案項目 ①提案テーマ ②提案要旨 ③現状や課題 ④具体的な内容
⑤予想される効果 ⑥備考（予算等）
- ・文体 常体（「である」体）
- ・その他 必要に応じて参考資料やデータを添付してください。
- ・提出方法 校長を経由し、学校でまとめて提出してください。
- ・提出先 戸田市教育委員会指導課長（戸田市立教育センター担当宛）

4 提案の募集期間について

- ・平成27年7月1日（水）～平成27年8月28日（金）

5 優秀提案の決定について

- ・教育委員会内に設置する審査会を経て、教育長が決定します。
- ・「第2次戸田市教育振興計画における重点施策」及び「知のリソース活用プロジェクト」に関する提案には、審査の際に加点措置があります。
- ・個別の提案の審査内容及び審査結果に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

6 提出された提案の活用について

- ・優秀提案の提案者には、結果を通知するとともに、結果の概要をホームページ及び「教育広報とだ」で公表します。

7 優秀な提案について

- ・賞状及び記念品を贈呈します。

8 提出された提案の活用について

- ・優秀提案をはじめ提出された提案については、今後の施策策定及び事業改善の参考にさせていただきます。

9 問い合わせ先

- ・戸田市立教育センター（担当 石井・藤田 Tel 434-5660）

戸田市教育委員会「教職員表彰」の改善について (案)

担当：梶・藤田

1 本件の目的

現行の「戸田市教育委員会教育功労者表彰（以下、『功労者表彰』）」「戸田市教育委員会教職員表彰（以下、『教職員表彰』）」の規定等を見直すことで、表彰を通してより幅広い視点から学校教育に貢献する者や団体を認め、励ますことができる体制を整える。

2 現行の規定・運用基準

<功労者表彰>

- ・運用基準に「埼玉県又は戸田市等から相当の報酬を受領していない者又は団体のうち～」とある。
⇒戸田市の教職員は表彰対象に該当しない。
⇒これまで貢献している(してきた)外部の方を表彰する。
- ・現行の内容で、表彰対象はカバーできている。
- ・手続(推薦)できるのは、校長と指導課長(指導課長は他課の指導課長等の推薦を受けるか、自らの判断で推薦できる。)
- ・明文化していないが、被推薦者は、本年度でその職等を勇退される方が対象となる。

<教職員表彰>

- ・表彰対象は、教職員個人。
⇒団体は入っていない。
- ・手続として、三つの区分がある。

- 区分(1)文化活動についての功労
対象:文化系クラブ・部活動
- (2)体育活動についての功労
対象:運動部活動
- (3)前2号以外についての表彰
対象:その他・退職校長

- ⇒校長は(1)～(3)で推薦可。
指導課長は(他課の課長等の推薦を受けるか、自らの判断で)
(3)の退職校長のみ推薦可。
- ・表彰の範囲は、学校教育の範囲内。
⇒学校を離れてのボランティア活動的なものは含まれていない。

3 「教職員表彰」改正のポイント

<方向性>

- (1) 功労者表彰については、現行どおりでよい。
- (2) 教職員表彰について、推薦対象等を改善することで推薦対象の幅を広げる。

<改正のポイント>

- ◎教職員表彰について(資料1及び2の(丸ゴシック体)の部分)
 - ア 推薦対象を「教職員」から「**教職員又は団体**」とする。
⇒推薦対象を、個人～グループ・学年・学校まで広げることができる。
 - イ 「**教職員努力表彰**」(仮称)を新たに設置する。
⇒新たに区分(4)「**学校教育全般についての表彰**」を設ける。
 - ウ 校長からは4区分から原則1名推薦していただく。
⇒教育委員会からも推薦できる。(指導課長を通して推薦する。)

4 今後の考えられる事項

- ◎教育委員会訓令の改正 ⇒ 庶務課と連携して準備を進める。
- ・「努力表彰」は賞状のみ授与とする(副賞はなし)。
- ・「努力表彰」の審査期間は当該年度の1月～12月とする。
⇒1～3月は「次年度の審査期間」とする。

戸田市教育委員会教職員表彰規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興において、顕著な貢献をした教職員に対し戸田市教育委員会教職員表彰（以下「表彰」という。）を行うことについて必要な事項を定める。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、教職員表彰及び（仮称）教職員努力表彰授与とする。

（対象者）

第3条 教育委員会は、市内の小学校又は中学校に勤務する教職員のうち、特に功績が顕著であると認められる者又は団体を表彰する。

（方法）

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、教職員表彰については、副賞を加授することができる。

（追賞）

第5条 表彰される者が表彰前に死亡したときは、追賞するものとし、表彰状及び副賞は遺族に贈る。

（表彰手続）

第6条 校長は、表彰の対象があると認めるときは、次の各号の区分により、当該各号の様式を用いて教育委員会に内申するものとする。ただし、校長或いは区分(4)に該当する者又は団体が表彰の対象であるときは、指導課長は、教育委員会各課の課長等の推薦を受け、又は自らの判断で内申するものとする。

- (1) 文化活動についての功労 教職員表彰内申書(文化活動)(第1号様式)
- (2) 体育活動についての功労 教職員表彰内申書(体育活動)(第2号様式)
- (3) 前2号以外についての表彰 教職員表彰内申書(その他の活動)

(第3号様式の1及び第3号様式の2)

(4) 学校教育全般についての表彰 教職員努力表彰内申書(教育活動全般)

(第4号様式の1及び第4号様式の2)

（表彰審査委員会）

第7条 表彰の対象となる者を審査するため表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育委員会事務局次長及び校長代表（小学校及び中学校）をもって充てる。
- 3 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（被表彰者の決定）

第7-8条 教育委員会は、委員会の意見を聴いて被表彰者を決定し、表彰する。
（再表彰）

第8-9条 すでに表彰を受けた者についても、表彰することができるものとする。ただし、同一校在籍中に同一の区分において再度表彰することはできない。

（返還）

第9-10条 表彰を受けた者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により免職されたときは、表彰状を返還させるものとする。

（表彰者名簿）

第10-11条 教育委員会は、教職員被表彰者名簿（第4-5号様式）を作成し、表彰した者を記録するものとする。

（その他）

第11-12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、公布の日から施行し、平成 年 月 日から適用する。

（戸田市教育委員会表彰規程の廃止に伴う経過措置）

~~2-3~~ この訓令の施行の際現に戸田市教育委員会表彰規程の規定により表彰されている教職員は、この訓令の規定により表彰されたものとみなす。

戸田市教育委員会教職員表彰規程第2条の運用基準（改正案）

下記の（1）（2）（3）**（4）**のいずれかに該当する教職員**又は団体**を表彰の対象とする。

（1）部活動などにおける文化活動の指導者として日常的に尽力し、児童生徒の健全育成に多大な貢献をした者の内、下記のいずれかの成績を収めた者**又は団体**

- ・ 県以上の展覧会やコンクールで最優秀賞に相当する賞の受賞
- ・ 全国大会、関東大会及び関東選考会出場

（2）運動部の指導者として日常的に尽力し、生徒の健全育成に貢献した者の内、教育委員会及び中学校体育連盟の大会において下記のいずれかの成績を収めた者**又は団体**

- ・ 全国大会、関東大会出場
- ・ 学校総合体育大会、新人体育大会等の県大会で3位以上の入賞

（3）継続した学校教育における顕著な活動により、児童生徒の健全育成に多大な貢献をするとともに、学校の名誉を高揚した者の内、別表**1**に掲げる者**又は団体**

（4）本年中に学校教育における顕著な活動により、児童生徒の健全育成に多大な貢献をした者の内、別表2に掲げる者又は団体

別表 **1**

対 象
<p>—(1)—下記の項目のいずれかに該当し、<u>継続して</u>学校における特色ある教育活動の中心となり、児童生徒の個性・能力を伸ばし、地域社会からの信頼を得た者又は団体</p> <p>① 図画工作展、美術展等、各教科に関わる展覧会等に<u>継続して</u>児童生徒の作品を出品し、多大な成果を上げた者又は団体</p> <p>② 戸田市立小・中学校の教育力向上のため、<u>継続的に</u>専門性を生かし、特色ある教育活動等を行い、児童生徒の個性、能力を著しく伸ばすなど、多大な成果を上げた者又は団体</p>
<p>—(2)—校長として創意工夫を生かした特色ある学校経営を担い、戸田市立イ小・中学校で該当年度に定年退職を迎える者</p>

※（3）にある「継続した」とは3年程度以上の期間とする。

別表2

対 象
<ul style="list-style-type: none"> • 埼玉県学力・学習状況調査において、最も前年度から伸びが見られた小・中学校（本年度の小5・小6、中2・中3を対象とする。） • 埼玉県学力・学習状況調査において、学力向上に向けた取組に励んだ者 • 上記以外で学力向上に係る研究や先進的な授業に取り組んでいる者 • 「新たな学び」に積極的に取り組んでいる学校又は団体 • 協調学習マイスターの中で、戸田市の教育に大きく貢献した者 • 児童会・生徒会活動を通して学校教育に大きく貢献した者又は団体 • 積極的な生徒指導を通して学校教育に大きく貢献した者又は団体 • 教育委員会及び中学校体育連盟の大会において、団体種目または個人種目県大会ベスト8以上の成績を収めた運動部活動顧問 • 県吹奏楽連盟主催のコンテスト等において、県大会出場の成績を収めた金管バンド指導者や吹奏楽部顧問 • 学校だよりの内容や構成・見やすさが特に優れている学校 • その他、学校教育の充実のために顕著な貢献が認められた者又は団体

児童生徒の表敬訪問について

戸田市教育委員会事務局指導課

	対 象	
市長表敬	運 動	○全国大会出場
	音 楽	○全国コンクール出場
	図画工作 ・ 美術	○「世界児童画展」「全国教育美術展」(二大美術展のどちらか)で、文部科学大臣奨励賞(個人)を受賞 ○「世界児童画展」「全国教育美術展」(二大美術展のどちらか)で、学校賞を受賞 ※他の文部科学大臣表彰については、規模が小さいため、表敬はしない。
教育長表敬 (新規)	運 動	○県大会優勝(関東まで出場しないもの) ○関東大会出場(全国まで出場しないもの)
	音 楽	○関東甲信越大会または東日本大会(予選会を含む)出場
	図画工作 ・ 美術	○県知事賞を受賞 (身体障害者福祉美術展、郷土を描く美術展、県展(中央展)、彩の国みどりの絵コンクールの県四大美術展) ※他の知事賞については、規模が小さいため表敬はしない。
	その他、教育長が認めたもの	

報告事項

平成27年第10回教育委員会(定例会)

平成27年10月22日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 中学校選択制による入学希望校申込状況について…………… 1
(学務課)
- ② 平成27年度国及び県の教職員の表彰について…………… 2
(学務課)
- ③ 第8回算数・数学フェスティバルについて…………… 3
(指導課)
- ④ 第45回戸田市児童生徒作品展覧会について…………… 6
(指導課)
- ⑤ 戸田市いじめ撲滅強調月間について…………… 7
(指導課)
- ⑥ 特別支援学級の設置案について…………… 10
(指導課)
- ⑦ 平成27年度人権教育指導者研修会の開催について…………… 13
(生涯学習課)
- ⑧ その他

戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込状況一覧

平成27年9月28日締切

学 校 名	通学区域内で 希望した児童数(人)	通学区域外から 希望した児童数(人)	通学区域外児童 受入予定定員数(人)	合計希望数(人)
戸田中学校	244	51	25	295
戸田東中学校	102	28	35	130
美笹中学校	98	1	35	99
喜沢中学校	158	4	35	162
新曽中学校	292	25	30	317
笹目中学校	174	34	25	208
戸田中学校 (特別支援学級)	2	1		3
喜沢中学校 (特別支援学級)	5	0		5
笹目中学校 (特別支援学級)	1	2		3
合 計	1,076	146		1,222

※受入定員数については私立中学校等の受験予定者の人数により、
予定定員数より10人程度増減する可能性があります。

平成27年度 第8回戸田市算数・数学フェスティバル 実施要項 (平成27年9月4日教育長決裁)

- 1 主 催 戸田市教育委員会
- 2 目 的

算数・数学教育において、児童生徒の学習意欲を高めることは、重要課題の一つであり、そのためには、児童生徒に学習内容を活用させ、その有用性を実感させることなどが必要である。

また、市内小・中学校教員の資質向上及び日々の算数・数学授業における指導力向上も喫緊の課題である。

そこで、「算数・数学フェスティバル」では、算数・数学好きな児童生徒をさらに伸ばす「数学コンテスト（思考部門）」と誰でも楽しく算数・数学を学ぶ「算数・数学おもしろ教室」を実施することで、児童生徒の算数・数学の学習意欲を高めることをねらいとする。

また、企画及び運営を市内小・中学校教員等のボランティア委員に依頼することで、教材研究力や指導力を高めることを目的とする。
- 3 期 日 平成27年11月28日（土）
- 4 会 場 戸田市立戸田南小学校
- 5 日 程 9：00 ～ 16：00
＜前半（AM）数学コンテスト、後半（PM）算数・数学おもしろ教室＞
- 6 内 容

前半は、第12回数学コンテスト思考部門を実施する。数学コンテスト思考部門は、平成16年度から実施している。

後半は、第8回算数・数学おもしろ教室を実施する。算数・数学おもしろ教室は平成20年度から実施している。

※数学コンテスト及び算数・数学おもしろ教室については、実施要項を別に定める。
- 7 参加対象 市内在住の小・中学生
※数学コンテスト思考部門については、参加対象を小学校4年生から中学校3年生までとしている。
- 8 参加方法 自主参加（無料）
- 9 周知方法
 - ・ポスター（校内）
 - ・チラシ（児童生徒、保護者）
 - ・教育センターホームページ
 - ・「広報戸田市」及び「教育広報とだ」に掲載
 - ・記者クラブ情報提供

- 10 申込方法
- ・市内小・中学校児童生徒：各小・中学校経由で担当まで申し込む。
 - ・その他の小・中学校児童生徒：指導課宛にはがき若しくは電話で申し込む。
- 11 実施委員
- ・市内小・中学校教員（ボランティア）
 - ・中学校学習支援サポーター（非常勤職員）
 - ・教員志望大学生（ボランティア）
 - ・戸田市教育委員会指導課算数・数学担当指導主事
- 12 附 則
- この要項は、平成27年9月4日から施行する。
この要項は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

第8回戸田市算数・数学フェスティバル

～もっと算数・数学をたのしもう～

9:00 ~ 11:45

※受付は8:30から

第12回数学コンテスト(思考部門)
～60分で何問とけるかな?～

中学校までの学習をもとにしたじっくり
考える問題にチャレンジしよう。
小学4年生から参加できます。

13:30 ~ 15:30

※受付は13:00から

第8回算数・数学おもしろ教室

- ・小学校低学年コース(主に1～3年生)
- ・小学校高学年コース(主に4～6年生)
- ・中学生コース(主に中学生)

「なぜだろう」「不思議だな」「へえ」
と思える算数・数学をたのしもう!?

※学年に関係なくコースを選ぶこともできます。

- 参加対象者：戸田市在住の小・中学生(数学コンテストは小学4年生以上)
- 参加について：「数学コンテスト」と「おもしろ教室」のどちらか一方の参加も可能(両方の参加も可能)です。
ただし、日程の最後まで参加できる方に限ります。
- 申込み方法：
 - ・戸田市立小・中学校児童生徒：各小・中学校で申し込む。
 - ・その他の小・中学校児童生徒：電話で申し込む(戸田市立教育センター 算数・数学フェスティバル担当宛)。電話でうかがうこと：お名前・学校名・学年・連絡先・参加内容(参加内容例を参考に)
参加内容例1：午前午後両方(午後は高学年コース) 例2：午後だけ(中学生コース)
- 問い合わせ先：戸田市立教育センター 算数・数学フェスティバル担当 < Tel: 048-434-5660 >

日時：平成27年11月28日(土)

会場：戸田市立戸田南小学校(問い合わせは、戸田市立教育センター担当まで)

主催：戸田市教育委員会

報告事項

平成27年度 第45回 戸田市児童生徒作品展覧会について

- 1 趣 旨 市内小・中学校児童生徒の作品を展示公開し、関係教科等の振興発展に資する。
- 2 期 日 平成27年11月14日（土）～15日（日）
展示公開 9：00～16：00※入場は15：45まで
- 3 会 場 戸田市立戸田南小学校
- 4 会場設営 平成27年11月13日（金） 9：00～14：00
- 5 展示作業 平成27年11月13日（金）14：15～16：15
（搬入） 出席者：運営委員・実施委員・学校代表
14：15～ 図画工作・美術、書写
15：15～ 理科、家庭、技術・家庭、特別支援学級
- 6 搬 出 平成27年11月16日（月）8：30～9：00
後片付け ※時間厳守でお願いします（8：25までに集合）。
- 7 出品基準（提案予定のもの）
 - (1) 書 写 各学級2点
※クラフト紙1.5枚で1連。書写部会で基準作成
 - (2) 理 科 各学校 1～3点
※科学展との重複は、原則的に行わないこととする。
 - (3) 図画工作・美術
 - ①平面 各学級1点
※5点で一連とし、各学校5の倍数点までで調整
例：12学級＝15点（3連分）
 - ②立体 各学級1点
 - (4) 家庭（小）各学級2点 5・6年生のみ
 - (5) 家庭（中）各学級1点
 - (6) 技術（中）各学級1点
 - (7) 特別支援学級（小）1人平面1点・立体1点 計2点
 - (8) 特別支援学級（中）1人平面もしくは立体 1点

平成27年度「戸田市いじめ撲滅強調月間」実施要項

1 趣 旨

本市では、これまでもいじめの防止や対策に積極的に取り組んできたところである。平成26年5月に、「戸田市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組や体制づくりをより一層進めている。

埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」として、いじめ根絶に向けた啓発活動に取り組んでいる。そこで、本市でも11月の1ヶ月間を「戸田市いじめ撲滅強調月間」と位置付け、啓発活動を中心に、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。市内全小・中学校においては、いじめ問題について考え、いじめを許さない集団や学校をつくろうという意識を高め、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。

2 実施期間

11月1日から11月30日までの1ヶ月間

3 実施内容

(1) 児童生徒啓発ポスターの掲示

いじめ撲滅強調月間の周知のためのポスターを教育委員会で作成し、各学級に掲示する。

(2) 各学校でのいじめ撲滅のための具体的な取組の実施

<取組例>

- ・いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりと掲示
- ・児童会・生徒会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長や地域の方々、外部講師等による講話
- ・学校だよりやPTA広報紙による家庭や地域への広報活動 等

(3) 横断幕の掲出

いじめ撲滅強調月間の周知のための横断幕を、市役所と市内小・中学校1校ずつ（芦原小学校・戸田中学校）に掲出する。

4 その他

この実施要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

戸田市

いじめ撲滅強調月間

11月1日~30日



戸田市ではいじめを絶対許さない

いじめは絶対しない

ネットにも悪口を書きこまない

いじめに気づいたら

見て見ぬふりをしない

いじめを受けたら

一人でなやまない

すぐ相談しよう

平成26年11月

戸田市教育委員会

戸田市いじめ撲滅強調月間 横断幕

11月は戸田市いじめ撲滅強調月間
戸田市ではいじめを絶対に許さない
戸田市 戸田市教育委員会

平成27年度 戸田市民大学認定講座 受講生募集

人権教育指導者研修会

～人としての尊厳をもち 生きる権利を守るために～

回	日 時	テ ー マ	講 師
1	11月19日(木)	○子どもと人権 「育つこと 育てること」	菅原 哲男 氏 社会福祉法人児童養護施設 「光の子どもの家」 理事長
2	11月26日(木)	○同和問題と人権 「遅れてきた定着民」(参加体験型学習)	角田 尚子 氏 ERIC国際理解教育センター 事務局長
3	12月 3日(木)	○犯罪被害者と人権 「犯罪被害者とその家族が抱える不安 や悩み」	高橋 和子 氏 公益社団法人 埼玉犯罪被害 者援護センター相談員
4	12月10日(木)	○障害者と人権 「アイメイト(盲導犬)と歩む私の人生」	星野 有史 氏 埼玉女子短期大学兼任講師 盲導犬ミント

時 間 午後2時～3時30分
 会 場 戸田市文化会館3階 304会議室
 対象・定員 市民40名
 認定単位数 4単位
 持ち物 筆記用具、メモ用紙等
 申込方法 10月5日(月)より受付開始。電話・FAX・メールにて下記まで
 氏名・住所・電話番号をお知らせください。
 主 催 戸田市 戸田市教育委員会 戸田市人権教育推進協議会



生涯学習マスコット マナビイー

【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会生涯学習課 (戸田市民大学事務局)
 電 話 048-441-1800 (内線 308、342)
 F A X 048-432-9910
 メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp

平成27年度 新人体育大会二市大会の結果 (戸田市)

種目	学校	結 果				
		戸田中	戸田東中	美笹中	喜沢中	新曽中
野 球						<u>1位</u>
ソフトボール					3位	<u>1位</u>
サッカー		<u>1位</u>				3位
バスケット ボール		<u>男1位</u>				<u>男3位</u> <u>女2位</u>
バレーボール		<u>男1位</u>	<u>女2位</u>	<u>女1位</u>		男3位 女3位
ソフトテニス					団女3位	<u>団男1位</u> <u>団女2位</u> <u>個男1,6,7位</u> <u>個女1,3,4,6,8位</u>
卓 球		<u>団男1位</u> <u>団女1位</u> <u>個男シ2位</u> <u>個男ダ1,2,3位</u> <u>個女ダ1,2位</u>	<u>団女2位</u> <u>個女シ1,2位</u>	<u>団女3位</u> <u>個女シ1,2位</u>	団男3位	<u>団男3位</u> <u>団女2位</u> <u>個男シ4位</u> <u>個女シ3位</u>
柔 道						
剣 道		<u>団男1位</u> <u>団女2位</u> ★ <u>個男3,5位</u> ★ <u>個女5,6位</u>	<u>団女3位</u> <u>個女8位</u>	★ <u>個男5,6位</u>	団男3位 団女3位	<u>団女1位</u> ★ <u>個女1,3位</u>
バドミントン (女子)		<u>団2位</u> <u>個シ3,4位</u> <u>個ダ2位</u>	団3位 男子団体 男子個 <u>シ1,3,4位</u>			<u>団1位</u> <u>個シ1,2,5位</u> <u>個ダ1,3,4,5位</u>

団は団体戦、個は個人戦。シはシングルス、ダはダブルス。

★.....は、県大会出場。

.....は、県南大会出場。 県南大会は、10月14日(水)に開催。

平成27年度 新人体育大会県大会出場種目

	競 技	種 目 等
戸 田 中	(1) 陸上競技	男子 1年100m 共通400m 共通800m 共通1500m 共通3000m 共通110mH 4×100mリレー 共通走幅跳
	(2) サッカー	男子
	(3) 卓 球	男子団体 男子個人シングルス1名、ダブルス2組 女子団体 女子個人ダブルス1組
	(4) 剣 道	男子団体
	(5) 水 泳	女子 100m自由形 200m自由形 50m自由形
戸 田 東 中	(1) 陸上競技	女子 共通800m 共通1500m 4×100mリレー
	(2) 剣 道	女子団体 女子個人1名
	(3) バドミントン	男子 個人シングルス1名
	(4) 水 泳	女子 50m平泳ぎ 100m平泳ぎ
	(5) テニス	女子シングルス1名
美 笹 中	(1) 卓 球	女子個人シングルス2名
	(2) 剣 道	男子個人 2名
喜 沢 中	(1) 陸上競技	男子 2年100m 共通200m 4×100mリレー 女子 2年100m 共通200m
	(2) 水 泳	男子 50m個自由形 100m自由形
新 曾 中	(1) 陸上競技	男子 共通1500m 共通3000m
	(2) バスケットボール	女子
	(3) ソフトテニス	女子団体 女子シングルス1組
	(4) バドミントン	女子個人シングルス1名 女子ダブルス1組
	(5) 卓 球	男子団体 男子個人シングルス1名 男子ダブルス1組
	(6) 体 操	男子個人 1名 女子団体 個人3名
	(7) 水 泳	男子 100m背泳ぎ 200m背泳ぎ 50m平泳ぎ 50mバタフライ 100mバタフライ 200mバタフライ 女子 50m背泳ぎ 200m平泳ぎ 50mバタフライ 100mバタフライ 200mバタフライ 400m個メドレー
	(8) テニス	女子シングルス1名
笹 目 中	(1) 陸上競技	男子 1年100m 共通砲丸投げ 女子 1年100m 共通100mH 共通走幅跳 共通走高跳 共通砲丸投げ
	(2) 野球	男子
	(3) バスケットボール	女子
	(4) 卓 球	女子団体
	(5) 剣 道	女子団体 女子個人2名